

川内原子力総合事務所からのお知らせ（平成25年1月）〔第24号〕

1. 原子力規制委員会の新安全基準への適切な対応について

○原子力規制委員会では、福島第一事故の教訓や最新の技術的知見及び海外の規制動向等を踏まえた新たな安全基準の策定が進められており、パブリックコメント（意見公募）等を経て、本年7月に施行される予定です。

- ・シビアアクシデント（原子炉内等の燃料の重大な損傷に至る過酷事故）対策の追加
- ・これまでの原子炉設置許可の基準として用いられてきた安全設計審査指針の見直し 等

○当社は、新たな安全基準に適切に対応し、安全を高め、再稼働に万全を期します。

2. 原子力発電所の保守管理の徹底について

川内原子力発電所1,2号機は、現在、定期検査中です。必要な検査や所定の点検が、ほぼ終了した後、燃料を安定的に冷却しながら、適切に発電所の管理を行なっています。

【長期停止中の機器の保全】

定期的な起動試験や点検により、機器の健全性を維持・確認しています。

【機器の監視】

運転している機器の運転状態に、異常がないことを、協力会社と一体となり、現場パトロールや計器等の監視により綿密に確認しています。

【緊急時対応訓練】

緊急時の対応訓練を繰り返し実施することにより、技量の習熟・向上を図っています。

- ・高圧発電機車による電源確保訓練
- ・運転シミュレータによる運転員の操作訓練 等

【再稼働に万全を期すための入念な点検】

当面、定期検査の状況が続くものと考えられることから、自主的に、原子炉内の燃料を一旦取り出し、機器の入念な点検等を実施し、再稼働に向け万全を期します。

川内原子力発電所の状況	
1号機	平成23年5月10日(停止)～待機中
2号機	平成23年9月1日(停止)～待機中

◇現場パトロール



◇高圧発電機車による電源確保訓練



（燃料取出し時期）川内1号機：本年1月29日～31日（予定）

川内2号機：本年2月10日～12日（予定）

（追加点検例） 余熱除去ポンプ（燃料冷却設備）、ポンプシール部点検 他

3. 原子力防災体制の強化について

【原子力災害対策関連法令改正】

改正原子力災害対策特別措置法（改正原災法）等が施行（昨年9月19日）され、原子力防災体制が強化されることとなりました。

- ・事故時の放射線等を測定する緊急モニタリング体制の整備
- ・国及び自治体との通信、連絡手段の多様化等のインフラ整備
- ・事故時の緊急対応活動を支援する原子力レスキュー部隊の整備（電気事業連合会）
- ・原子力事業者防災業務計画※の規定内容の拡充 等

※原子力事業者防災業務計画とは

原子力災害対策活動の円滑かつ適切な遂行のため、原子力災害の予防対策、緊急事態への応急対策、原子力災害事後の対策など、必要な業務を定めたもの

【原子力事業者防災業務の見直し】

○当社は、上記の法改正を踏まえ、関係自治体の地域防災計画と整合を図りながら「川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を見直します。

現在、鹿児島県及び薩摩川内市と協議をしており、改正原災法施行後6ヶ月以内（本年3月18日迄）に、国へ届出を行う予定です。

4. 国による敷地内断層（破砕帯）の調査結果について

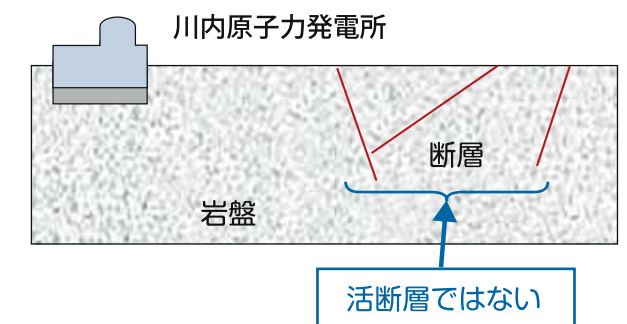
【国の川内原子力発電所敷地内破砕帯の評価】

○国は、国内の原子力発電所について、敷地内の断層が活断層かどうか等について、専門家の意見を聞いて再点検し、平成24年9月にその結果を公表しています。
この再点検の結果、川内原子力発電所は、敷地内には断層が存在するが活断層ではない等、「問題ない」と評価されています。

○現在、原子力規制委員会において、当社以外の6つの原子力発電所を対象に、敷地内の断層について調査が進められています。

当社は、これらの断層調査結果などを踏まえた、新たな要求事項があれば、適切に対応していきます。

◇敷地内の主な断層分布図(イメージ図)



お問い合わせ先

川内原子力総合事務所(代表電話:0996-20-4020)
川内原子力発電所 (代表電話:0996-27-3111)